② 仕上げ等とりこわし

|  |  |
| --- | --- |
| とりこわし歩掛りに含む工事等 | 別途計上する工事等 |
| (建築に関する事項) |  |
| ・床、壁及び天井の仕上げ(二次製品含む)の | ・石綿含有建材レベル２以上の解体。 |
| 解体。 | ・厨房機器類、法務省固有の家具、法廷家具、 |
| ・石綿含有成形板(レベル３)の解体。 | 各種実験設備機器(実験施設)等の解体。 |
| ・鉄筋コンクリート造の屋根が鉄骨造となって | ・再利用を考慮した仕上げ材、家具類等の取り |
| いる場合の仕上げ部材の解体。 | 外し。 |
| (電気設備に関する事項) |  |
|  | ・蛍光管の抜き取り。  ・ＰＣＢ等が含まれた機器本体の解体。  ・家電(リサイクル法)製品の解体。  ・自家発電設備及び高圧受電設備の解体。  ・再利用を考慮した配管、配線及び機器類の取  り外し。 |
| (機械設備に関する事項) |  |
| ・ダクトの解体。 | ・フロン、ハロン、臭化リチウム水溶液等が含 |
| ・保温部材等の解体。 | まれた機器類の解体。  ・油などの抜き取りが必要なタンク類及び、浄  化槽等の解体。  ・家電(リサイクル法)製品の解体。  ・エレベーター設備機器本体の解体。  ・石綿含有製品の解体。  ・再利用を考慮した配管及び機器類の取り外し |

- RA 86 -